

同時発表

文部科学省、農林水産省、九州地方
整備局、東北地方整備局、熊本市、
棚倉町令和2年6月24日
都市局公園緑地・景観課

熊本県熊本市・福島県棚倉町の 歴史的風致維持向上計画を認定しました ～今回で認定都市数が83市町となります！～

歴史まちづくり法第5条に基づき、熊本市・棚倉町の歴史的風致維持向上計画について、6月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定しました。

今回の認定により、認定都市数は83市町となります。（詳細は別紙参照）



【熊本市】城下町の祭礼等にみる歴史的風致
（左：熊本城 右：藤崎八幡宮例大祭の神幸行列）



【棚倉町】棚倉城跡と城下のまつり、行楽にみる歴史的風致
（左：棚倉城跡の土塁と桜 右：棚倉秋まつりの屋台）

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、認定式の実施を当面の間延期いたします。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 石川、軽石
TEL：03(5253)8111(内線 32983、32988)／03(5253)8954（直通）
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化資源活用課 山名、樋口
TEL：03(5253)4111(内線 2869、2738)／03(6734)2415（直通）
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 小澤、加藤
TEL：03(3502)8111(内線 5534)／03(3502)6004（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

令和 2 年 6 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等81市町の計画を認定しています。

このたび熊本県熊本市・福島県棚倉町の歴史的風致維持向上計画を6月24日に認定し、認定都市数は83市町となりました。なお、認定した歴史的風致維持向上計画については、国土交通省及び各市町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

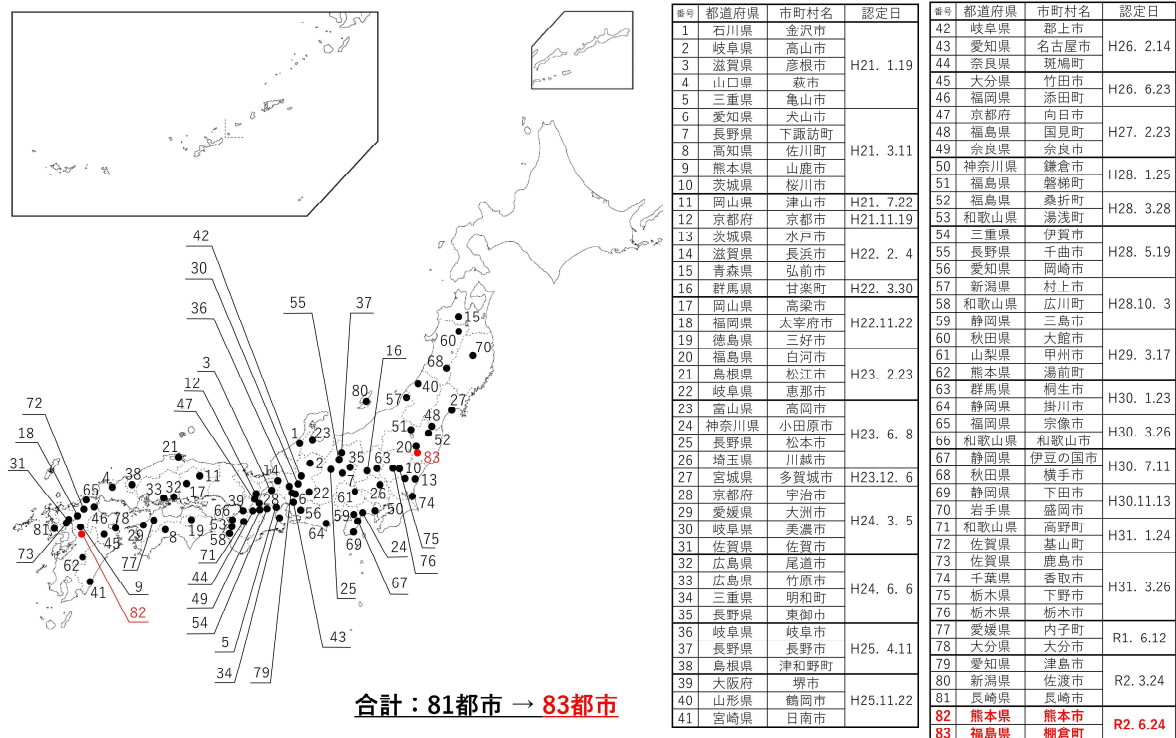


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■今回認定した各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○熊本市歴史的風致維持向上計画（熊本県熊本市 認定申請日 R2. 3. 30）

国指定の重要文化財「熊本城」を核として、周辺に広がる城下町一帯を行列が練り歩く藤崎八幡宮例大祭、また、史跡「熊本藩川尻米蔵跡」を有し、かつて港町として栄えた町並みを背景に行われる河尻神宮秋季大祭などにより形成される歴史的風致の維持向上を図るため、熊本地震により被災した「熊本城」をはじめとする歴史的建造物の保存修理や、それら歴史的建造物を回遊するための道路空間の整備、歴史・文化を活かした観光体験事業等が位置付けられています。



【藤崎八幡宮例大祭の神幸行列】

○棚倉町歴史的風致維持向上計画（福島県棚倉町 認定申請日 R2. 3. 31）

第2代棚倉藩主丹羽長重が築城した「棚倉城」の城跡である国指定の史跡「棚倉城跡」や陸奥一宮である「馬場都々古別神社」の周辺地域において、江戸時代から続く「棚倉秋まつり」や馬場都々古別神社に伝えられている神楽や例大祭等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、棚倉城跡周辺の道路整備事業や馬場都々古別神社門前地区の道路の美装化等を行う環境整備事業、伝統文化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成事業等が位置づけられています。



【棚倉秋まつりの屋台】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）

歴史まちづくりに関する主な支援措置

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原も補助対象

②都市公園事業

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備も補助対象

④景観改善推進事業

- 景観計画の策定・改定に要する経費、外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援
- 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援

⑤歴史的観光資源高質化支援事業

- 観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させる支援
- 歴史的なまちなみを阻害する建築物等の美装化・除却が補助対象

※下線部は、歴史的風致維持向上計画の認定都市を対象とした措置